

IV 都市計画マスタープランの実現に向けて

4-1 市民との協働によるまちづくりの推進

(1) 「参画と連携」による自立したまちづくり

都市計画マスタープランに掲げた方針は、道路や河川等の基盤整備のように行政が主体となって推進するもの、身近な地区の住環境整備など住民参画のもとに推進するもの、住宅地開発や商業・業務施設、工業施設の整備のように事業者と連携しながら推進するものがあります。

今後のまちづくりは、市民や大学、企業等の参画のもと、行政とともにそれぞれの適切な役割を担いながら進める必要があります。

そのため、都市計画マスタープランをホームページに掲載し、計画内容の周知を図るとともに、都市計画やまちづくりに関する情報の公開・提供、シンポジウムやイベントの開催により、計画に対する理解と関心を高め、市民、大学、企業、行政の「参画と連携」による自立したまちづくりを推進します。

(2) 「参画と連携」のしくみづくり

「参画と連携」によるまちづくりを推進するためには、計画段階から市民の参画と合意形成を行いながら取り組むことが重要となります。

アンケート調査や対話集会等の開催を通じて、市民の声やニーズを把握するとともに、市民によるまちづくり活動に対する支援や、市民がより主体的にまちづくりに関わっていくための制度の活用を検討しながら、市民との協働によるまちづくりを進めるためのしくみづくりに取り組みます。

① 大学との連携強化

岡山県立大学をはじめとする大学と総社市との連携協力に関する協定（包括協定）等に基づき、各種委員会・審議会等への参画やワークショップの開催、共同研究の実施、地域振興・地域活動・市民運動での連携・協力など、まちづくりに係る大学との連携協力・相互支援の推進と拡充を図ります。

② 市民によるまちづくり活動に対する支援

都市計画マスタープランで掲げた土地利用の誘導や市街地の整備等においては、市民の生活や権利関係に大きく影響を及ぼすため、市民の主体的な参画によって計画を実現していくことが重要です。

そのため、各地区の地域づくり協議会等の地域組織及びまちづくり活動に主体的に取り組む市民団体等との連携のもと、市民によるまちづくり活動を支援するためのしくみづくりを検討します。

③ まちづくりの担い手となる人材の育成

市民の主体的な参画によるまちづくりを進めるためには、まちづくり活動への支援のほか、都市計画に関する知識の普及や情報提供、市民からの意見の聴取等を行い、きめ細か

く合意形成を図っていく必要があります。

そのため、まちづくり活動に取り組む市民団体に対し研修会等を実施することで、まちづくりの担い手となる人材の育成に努めます。

④ 都市計画の提案制度の活用

市民が行政のつくる計画案に対して意見を言うだけでなく、より主体的に都市計画に関わるための制度として、都市計画の提案制度があります。

都市計画の提案制度は、市民参加によるまちづくりの推進及び地域の活性化を図るため、土地所有者やまちづくりNPO法人等が、土地利用や都市施設等に係る都市計画の案を提案できる制度です。

今後は、市民等に対して提案制度の啓発を行い、まちづくりや都市計画に対する市民等の関心を高め、主体的な参画を促進するとともに、提案を活用した、市民等とともに取り組むまちづくりを進めていきます。

⑤ 地区計画制度の活用

地区計画制度とは、一体的に整備あるいは保全を図るべき地区について、市民や地区内の土地の権利者等が参画し、地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るため必要な事柄を一つの総合的な計画（地区計画）として定める制度です。

地区計画では、地区の将来像及び地区施設（生活道路、公園、広場、遊歩道等）の配置、建築物の建て方のルールなど、その地区独自のまちづくりのルールを定めます。

本市の市街化区域、市街化調整区域においては、計画的に土地利用を誘導する観点から、地域住民が主体となったきめ細やかなまちづくりのルールづくりを進めるべく、地区計画制度を活用していきます。

4-2 効率的・効果的なまちづくりの推進

(1) 効率的かつ効果的な事業の推進

都市計画マスタープランで位置づけた都市像を実現するためには、多くの時間と多額の財政投資が必要となります。

事業を進めるにあたっては、既存の基盤施設等の適切な維持・更新や有効的な利活用の促進を図るとともに、費用対効果の分析、住民の生活に与える影響・効果、市民の協力体制に対する評価を十分に行った上で、優先順位を定めるなど、効率的かつ効果的な事業の推進を図ります。

(2) 広域連携の強化

将来都市像を実現するにあたっては、広域的な視点から岡山県と連携し、より良いまちづくりを進めます。また、高梁川流域連携中枢都市圏をはじめとする周辺都市との連携を図り、地域活性化による持続可能な経済発展を目指したまちづくりを進めます。

本市及び周辺市町村の都市づくりの状況を踏まえた上で、公共施設整備に係る投資や維持・運営等の効率化を図るため、ハード・ソフト両面にわたり広域的な連携を強化していきます。

(3) 庁内推進体制の充実と地方分権への対応

都市計画マスタープランは、土地利用や建築物の規制誘導、道路、公園、下水道等の整備、防災や景観といった、多岐にわたる方針を位置づけています。それらの内容を実現していくため、各課が連携しあう柔軟な組織づくりに取り組みます。

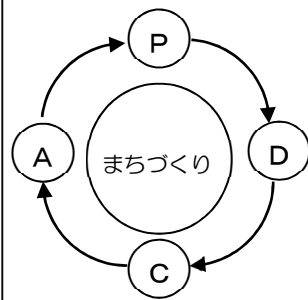
また、地方分権により権限の委譲が進むことから、市民と行政の連携強化に努め、地域の実情に応じた個性的で多様なまちづくりの推進を図ります。

(4) 都市計画マスタープランの管理と見直し

都市計画マスタープランは、中長期的な展望に立って定めた計画であり、社会経済情勢の変化等に対応しながら、財政的制約の中で選択と集中の考え方を重視し、各種施策を着実に実施していくことが重要です。そのため、各課がこのマスタープランを共有し、個々の取り組みについて整合を確保するとともに、施策の進捗状況等を把握しながら、計画の進み具合を評価します。計画の推進にあたっては「PLAN」、「DO」、「CHECK」、「ACTION」のマネジメントサイクルに基づく進捗管理を行います。

また、「総社市総合計画」や「岡山県南広域都市計画区域マスタープラン」等の上位計画が改定された際や、社会経済情勢の変化に適切に対応する必要性が生じた場合など、必要に応じて計画の見直しを行い、計画内容の充実を図ります。

■PDCAサイクルによるまちづくりの推進



P (Plan) 計画を整理立案する

D (Do) 計画に基づいて事業化する

C (Check) 事業化され、完成したものについて事業成果の評価を行う

A (Action) 評価を踏まえ、改善を加え、次の計画に結びつける